

三者会議業務共通仕様書

第1条 適用

本業務の実施にあたっては、**特記仕様書**に示す業務分野別の**共通仕様書**によるほか、本仕様書による。

第2条 対象案件

1. 建設工事

特記仕様書に示された対象工事。

2. 建設工事にかかる土木関係コンサルタント業務

特記仕様書に示された対象工事にかかる設計条件の報告書を作成した案件。

第3条 三者会議

1. 業務目的

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、建設工事の発注者、建設工事の受注者及び建設工事にかかる土木関係コンサルタント業務の受託者の三者が一堂に会し、事業目的、設計条件等の情報の共有、施工上の課題及び技術提案等に対する協議を行う。

2. 業務内容

(1) 事前準備

1) 現地踏査

受注者は、会議に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。

現地踏査では、設計で計画されている構造物等の位置、現在の進捗状況及び地形や土地利用状況等について確認を行う。

2) 設計条件や留意事項の整理

受注者は、現地踏査、設計時の資料及び貸与品を基に、基本条件、関係機関等の協議内容を確認し、**発注者**から**通知**された建設工事請負契約約款第18条第1項による確認を請求する事項等（以下「確認事項等」という。）に対する回答を整理して、三者会議用の資料を作成する。

ただし、その内容に疑義がある場合及び不足資料がある場合は、**調査職員**に**報告**し、**指示**を受ける。

(2) 三者会議

受注者は、(1)事前準備により整理及び作成された資料により説明を行い、一堂に会し協議することで設計思想・条件等の伝達を行う。

(3) 会議結果

受注者は、三者会議終了後、会議当日から起算して7日以内に伝達の不足や未回答の事項について整理し、必要があれば図面の修正や補足を行い、協議記録を作成して**調査職員**に内容の

確認を求める。

ただし、(2) 三者会議を行わない場合は、通知日から起算して7日以内に、確認事項等に対する回答を整理し、必要があれば図面の修正や補足を行い、協議記録を作成して調査職員に内容の確認を求める。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、次の項目について解説し、取りまとめて記載した報告書を作成する。

- 1) 現地踏査の結果
- 2) 設計条件の確認
- 3) 三者会議資料
- 4) 三者会議の議事記録
- 5) 今後の考察
- 6) その他留意事項

第4条 成果品

受注者は報告書を成果品とし、共通仕様書 第1117条成果物の提出に従い、2部納品する。